

新屋区だより



第 10 号
令和 4 年 1 月 1 日
発行：新屋行政区
電話：34-0751
<http://www.machikuru.jp/araya/>



本年もよろしくお願ひいたします。



令和4年度 新屋区三役・区議員選挙のお知らせ



投票日時：2月6日（日） 午前8時から午後1時

投票場所：新屋児童館

新屋区の行政を企画・運営する副区長・副区長補佐・会計並びに各選挙区から区議員を選出する選挙です。区長には、現副区長が就任します。副区長（次年度は区長）・副区長補佐・会計の任期は1年です。区議員の任期は2年で半数の選挙区が改選となります。投票用紙は、広報みよし2月号と一緒に配布します。忘れずに投票してください。

今回改選選挙区	組 名			
第 2 選挙区	1－3組	1－4組	1－5組	
第 4 選挙区	4組			
第 6 選挙区	6組	8組		
第 8 選挙区	9－1組	9－2組	9－3組	
第10選挙区	11－1組	11－2組	12組	
第12選挙区	14－1組	14－2組	15組	
第14選挙区	18組	19組		
第16選挙区	22－1組	22－2組		

1月・2月の行事



日 程	内 容	場 所
1/22（土）18:30～	第3回組長会議	新屋児童館 遊戯室
2/6（日）8:00～13:00	令和4年度新屋区三役・区議員選挙	新屋児童館

※裏へ続きます

新屋児童館からのお知らせ

【遊べない日】

日曜日・火曜日・祝日

年末年始：12月28日(火)～1月4日(火)

1月8日(土) 午前 ※午後1時から遊べます。

【お願い】

1. マスクを必ず着用してください。
2. ハンカチ(タオル)、水筒を必ず持参してください。
3. 来館時に体温・体調を確認します。体調が悪い時は、遊べません。
4. 来館時やトイレの後には手指消毒をしてください。
5. 利用人数によっては、利用時間の制限を行うことがあります。
6. 一部の遊びや遊具を制限しています。



新屋区からのお知らせ

❖区業務カレンダー

☆塗りつぶしはお休みです。

☆業務時間

・新屋児童館内区事務所

9:00～12:00、13:00～16:30

・ミレニウム東山台

10:00～12:00、13:00～17:00

❖ホームページについて

新屋行政区では、ホームページにて、行事の案内、施設利用申請書・ごみネット交付申請書など各種申請用紙のダウンロード、小中学校の資源回収の案内、訃報連絡、回覧文書の一覧、新屋児童館利用(子どもの自由遊び)に関する案内など各種情報を掲載しています。

是非、ご活用ください。



1月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

新屋行政区まちクル

検索



— 火災が冬に起こりやすい2つの理由 —

1. 暖房器具

冬になれば寒さが増します。ほとんどのご家庭では暖房器具を使って暖を取ります。一般に使用される暖房器具の中でも最も危険なものは、ストーブです。特に初期に製造された石油ストーブには、転倒時やつけっぱなし時に自動的に停止する仕組みがなく、つけたまま寝てしまったり、目を離れたすきに近くに置いていた物に引火し、火元になるというケースが多いです。石油ストーブに比べると比較的安全ではありますが、電気ストーブも同様です。いずれにしても熱源に燃えやすいものを近づけない様ご注意ください。



2. 冬の乾燥

冬場は、乾燥することが多いです。夏場では火災に至らないようなちょっとした火種が火元になってしまふことが多くあります。火の不始末も湿度が十分な環境ではせいぜい焦げ目がつく程度で済むのですが、乾燥していると発火したり近くの燃えやすいものに火種が移ってしまうリスクが跳ね上がります。

火の元には、十分注意して火災のリスクを回避しましょう。